大阪府病院内保育所施設整備費補助金交付要綱

（目的）

第１条　府は、子供をもつ医療従事者の離職防止、再就業対策の一環として、病院内保育所を整備することにより、医療従事者の定着促進を図るため、予算の定めるところにより、大阪府病院内保育所施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年９月12日付け医政発0912第５号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知別紙）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第２条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、府内に開設された、医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第８条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関」という。）の開設者が、病院内保育所を開設する場合等の施設整備とする。

（補助対象事業者）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業者は、次のとおりとする。

（１）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

（２）国家公務員共済組合及びその連合会

（３）健康保険組合及びその連合会

（４）学校法人及び国立大学法人

（５）医療法人

（６）一般・公益社団法人

（７）一般・公益財団法人

（８）宗教法人

（９）独立行政法人

（10）個人

（11）株式会社

ただし、他に本補助事業と同様の趣旨を含む補助金、負担金、交付金等を受けている場合は、補助対象外とする。

（補助対象経費）

第４条　補助基準額、対象経費、補助率は、別表のとおりとする。

（補助対象外経費）

第５条　次に掲げる費用については、補助対象外とする。

（１）土地の取得、整地又は外構工事に要する費用

（２）病院内保育所の目的以外に使用する部分の施設の整備に要する費用

（３）設計その他工事に伴う事務に要する費用

（４）その他整備費として適当と認められない費用

（補助金交付額の算定方法）

第６条　この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）別表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（３）（２）により選定された額に別表の第３欄に定める補助率を乗じた額を補助交付額とする。

（４）別表の第１欄（２）に定める基準面積は、近隣医療機関の医療従事者の児童受け入れ体制の整備を行っている場合に限り適用する。

（補助金の交付の申請）

第７条　規則第４条第１項による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

1. 大阪府病院内保育所施設整備費補助金交付申請書（様式第１号）
2. 要件確認申立書（様式第１号の２）
3. 暴力団等審査情報（様式第１号の３）
4. その他知事が必要と認める書類

（経費配分の軽微な変更等）

第８条　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、２以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセント以内で配分額の流用を行うとする場合の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の予算総額の20パーセント以内の増減を伴う事業内容の変更で、規模、構造又は規格は違っても、同等の機能を果たすと認められる場合とする。

３　規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府病院内保育所施設整備事業（経費配分変更・内容変更・中止（廃止））承認申請書（様式第２号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第９条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

（１）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（２）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（３）補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（５）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（７）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第３号）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

　　また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部は府に納付しなければならない。

（８）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(９) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受領した日から起算して10日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第11条　規則第12条の規定による報告は、大阪府病院内保育所施設整備費補助金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添付して、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の交付）

第12条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

２　前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪府病院内保育所施設整備費補助金交付請求書（様式第５号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（検査）

第13条　知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附　　則

（施行期日）

この要綱は、平成20年8月29日から施行する。

附　　則

（施行期日）

　この要綱は、平成22年7月23日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

附　　則

（施行期日）

　この要綱は、平成27年2月6日から施行し、平成26年12月24日から適用する。

附　　則

（施行期日）

　この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附　　則

（施行期日）

　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　 則

（施行期日）

　この要綱は、令和３年９月15日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　補助基準 | ２　対象経費 | ３　補助率 |
| 基準額  次に掲げる基準面積に以下の構造別単価（実建築単価がこれを下まわる場合は実単価。）を乗じて得た額   |  |  | | --- | --- | | 構　造　別 | １㎡あたりの単価  （基準単価） | | 鉄筋コンクリート | 148,300円 | | ブロック | 129,900円 | | 木　　造 | 148,300円 |   基準面積  収容定員に５㎡乗じて得た面積（実建築面積がこれを下回る場合は実面積）ただし、次の（１）及び（２）に定める定員数を限度とする。  なお、玄関、階段、廊下、便所等の共有部分のうち病院内保育所の目的に使用する部分を含む。   1. 収容定員が30名以下の部分   30名まで   1. 収容定員が30名を超える部分   次に定める条件を満たす場合に限り30名まで  （定員数31名～60名限度）  条件  近隣医療機関の医療従事者の児童受入体制を整備していること。  用語の定義については、次のとおり。  ア　「近隣医療機関」とは原則として、同一市内に存在する医療機関のことをいう。  イ　「医療従事者」とは看護職員、医師等の医療従事者のことをいう。  ウ　「受入体制の整備」とは病院内保育所規程等に以下の受入条件等を規定している場合をいう。  　・受入対象地域  ・受入児童の年齢及び数  　　　・保育料  　　　・その他受入に必要な条件 | 病院内保育所の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費とする。  　ただし、既存の病院内保育所の面積及び構造の変更を伴わない内装工事は除く。 | 200床以上の病院  １／３  200床未満の病院  １／２  ※病床数とは医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のこと。 |